

2022 年度福島県環境創造センター  
高校生プレゼンテーション大会企画運営・広報業務提案仕様書

1 委託業務名

2022 年度福島県環境創造センター高校生プレゼンテーション大会企画運営・広報業務

2 業務の目的

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から 11 年が経過しようとしており、福島県内においては、避難地域等における営農再開、特定復興再生拠点区域における準備宿泊の開始、福島イノベーション・コースト構想の具体化に向けた新たな拠点の整備等、被災地における復興は着実に進んでいる。一方で、原子力災害を経験した福島県の現状に関する正確な理解が一部で進んでいないことから、その風評によって福島県内の産業等は被害を受けている状況が継続しており、今後、風評が固定化されることが危惧される。また、年月の経過とともに人々の記憶の風化が進み、震災を知らない世代も増加している。そのような根強い風評の払拭と風化防止のため、福島県の現状についてより効果的な情報発信を行う必要がある。

ふくしまの高校生には、震災後、福島県で生きてきた経験があり、そのメッセージは、福島県の現状を伝える上で強い説得力と発信力が期待出来る。また、当時幼かった現在の高校生が震災を振り返ることにより、改めて震災と復興の歩みについて学ぶ契機となる。

本業務は、福島県に縁のある高校生を対象に、自身の経験等を外部に発信する力を向上させるとともに、強い説得力及び発信力が期待できる高校生のメッセージを伝えるプレゼンテーション大会（以下「プレゼン大会」という。）を開催し、そのメッセージを福島県内外に広く発信することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から 2023 年 3 月 24 日まで

4 業務内容

業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議を行うこととする。

(1) 参加者募集

福島県内の高等学校に在籍する生徒及び福島県に縁があり（福島県内に居住した経験がある、福島の復興に関わったことがある等）福島県外の高等学校に在籍する生徒（高等専門学校の 1～3 年生を含む。以下「高校生」という。）を対象としたプレゼン大会への参加者（以下「参加者」という。）の募集について、募集方法を企画立案し実施する。（想定定員 20 名）

(2) プレゼン大会に向けた講座

プレゼン大会において、参加者による効果的なプレゼンテーションを実施するためのプログラム（以下「講座」という。）について企画立案し実施する。

なお、県外からの参加者や新型コロナウイルス感染症対策への対応のため、発注者と協議の上、完全オンライン又は一部オンラインでの講座開催となる可能性がある。

また、講座名称は発注者と協議の上、決定する。

(3) 講座外におけるフォローアップ

講座を休講した参加者や進捗が遅れている参加者等へのフォローアップを実施

する。

(4) プレゼン大会

参加者によるプレゼンテーション大会を県内及び首都圏各1会場で実施する。

また、参加者によるプレゼンテーションを効果的な情報発信に繋げるため、会場の確保、大会当日のイベントメニュー及びタイムスケジュールの企画立案、多くの来場者を見込めるような効果的な媒体及び手法を用いた開催告知、当日の大会運営、参加者の誘導等を実施する。

(5) 情報発信

講座、プレゼン大会等を構成要素に含めた映像を制作し、当該映像を地上波によるテレビ放映等により福島県内外に広く発信することで、福島県の現状に関する正確な理解の促進を目的とした情報発信を実施する。そのために必要な、制作する映像のコンセプトや放映範囲等を企画立案する。

また、(4) プレゼン大会において、各参加者のプレゼンテーション動画等を撮影し、公開できるよう編集等を行う。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

業務実施に当たって、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、感染予防・拡大防止に必要な対策等を実施する。

(7) 事業実施状況報告

受注者が実施する広報の補助業務として、事業実施状況報告（中間報告及び完了報告）に関するウェブページ作成等を実施する。

中間報告は講座等を実施する度に行い、完了報告はプレゼン大会終了後に実施する。

(8) 過去の参加者への対応

昨年度以前の参加者が、本講座から学んだことを活かして実践している取組について、調査を実施する。

また、昨年度以前の参加者に対して、(2) の講座における助言等の依頼や(4) の大会の案内を、発注者と協議の上、実施する。

(9) その他

(1) から(8) に掲げる業務の他、「2 業務の目的」に記載した目的を達成するために必要な業務について、発注者及び受注者の協議の上で実施する。

## 5 提案内容

受注者は上記2～4を踏まえ、以下の項目について提案し、発注者と協議の上実施すること。

(1) 業務実施体制

業務内容及び提案内容を円滑に企画運営できる実施体制について提案すること。

(2) 参加者募集

福島県内又は福島県に縁がある高校生を対象とした参加者の募集について、募集方法を提案すること。

なお、募集の告知についても、県内の新聞等を活用した告知など効果的な媒体及び手法を提案すること。

(3) プレゼン大会に向けた講座

業務の目的を踏まえ、参加者が福島県で生きてきた自身の経験を振り返り、メッセージを外部に発信する力を向上させる視点で、下記の必須プログラムの要素を取り入れた講座の実施方法について、企画提案すること。

なお、講座実施に当たり、年間を通して講座を指導する講師を選定し、提案す

ること。ただし、個別のプログラムに最適な講師を追加で提案することも可能とする。

また、開催日程・会場についても、併せて提案すること。

詳細については、受注者の提案を基に発注者と別途協議するものとする。

<必須プログラム>

- ・プレゼンテーションに関して専門的な知識や技能を有する者による指導
- ・東日本大震災に伴う津波被害や原子力災害等の被災経験を持つ者との交流
- ・福島県の復興の歩みや現状を把握するための視察・見学・講義等
- ・福島復興支援活動等を行った経験を持つ者との交流
- ・「県外から見た福島」の視点を獲得するための県外在住の方との交流
- ・プレゼン大会会場におけるリハーサル

#### (4) プレゼン大会

県内会場及び首都圏会場それぞれにおいて、参加者によるプレゼンテーションを効果的な情報発信に繋げるための大会当日のイベントメニュー、円滑に大会を運営するための実施体制やタイムスケジュール、新聞等を活用した告知など多くの来場者を見込めるような効果的な媒体及び手法を用いた開催告知方法を提案すること。

詳細については、受注者の提案を基に発注者と別途協議するものとする。

#### (5) 情報発信

講座、プレゼン大会等を構成要素に含めた映像を制作し、当該映像の地上波によるテレビ放映等により、福島県内外に広く発信し、福島県の現状に関する正確な理解の促進を目的とした情報発信を実施するため、制作する映像のコンセプトや放映地域等を提案すること。

特に、映像のコンセプトについて、県外の視聴者が興味・関心を持って視聴できるよう配慮すること。

#### (6) 過去の参加者への対応

昨年度以前の参加者が、本講座から学んだことを活かして実践している取組の調査方法について、座談会形式での調査実施など具体的に提案すること。

#### (7) その他

(1) から (6) に掲げるものの他、「2 業務の目的」に記載した目的をより効果的に達成するために必要な業務があれば提案すること。

## 6 著作権等の扱い

(1) 本業務の実施に伴う著作権は、原則、発注者側に帰属するものとする。

(2) 印刷物等に使用される素材等については、他者の著作権その他権利が及ぶものを使用する際は、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

## 7 業務実施体制

(1) 受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

(2) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。

なお、本事業の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

## 8 提出書類

- (1) 業務着手届（様式第1号）  
※工程表並びに総括責任者及び担当者の一覧を添付する。
- (2) 成果品等
  - ア 業務完了届（様式第2号）
  - イ 業務実施報告書（任意様式）  
事前指導終了時、プレゼン大会終了時及び情報発信終了時にそれぞれ提出する。なお、報告書は終了後速やかに提出することとし、記録写真や動画等データも併せて提出する。
  - ウ 製作物及び関係するデータ  
作成したチラシやポスター等の広報物、制作番組等については、紙媒体及び甲が指定したファイル形式によりデータで納品する。
- (3) 提出先  
福島県環境創造センター

## 9 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、発注者と協議しながら作業を進めること。
- (2) 発注者が受注者に対して貸与したものは、履行後速やかに返却すること。
- (3) 受注者は、常に本業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。
- (4) 受注者は、発注者に本業務の進行状況について説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。  
また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い他に損害を与えた場合には、発注者の責めに帰すべき内容を除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。  
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

様式第1号

令和 年 月 日

福島県環境創造センター所長

受注者 住所  
名称  
代表者 印

業務着手届

令和4年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について着手したので、届け  
出ます。

記

- 1 委託業務の名称  
2022年度福島県環境創造センター高校生プレゼンテーション大会企画運営・広報  
業務
- 2 契約金額  
円  
(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)
- 3 委託の期間  
着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日
- 4 着手年月日  
令和 年 月 日

様式第2号

年 月 日

福島県環境創造センター所長

受注者 住 所  
名 称  
代表者 印

業務完了届

令和4年 月 日付けで委託契約を締結した業務について、下記のとおり完了したので、成果品を添えて報告します。

記

- 1 委託業務の名称  
2022 年度福島県環境創造センター高校生プレゼンテーション大会企画運営・広報業務
- 2 契約金額  
円  
(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)
- 3 委託業務の着手及び完了年月日  
着 手 令和 年 月 日  
完 了 令和 年 月 日
- 4 成果品等